解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月二十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月七日

山口県宇部市大字東須恵四〇九八―一

特定非営利活動法人やすらぎの家

清算人　有田　和子

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年一月十六日高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月七日

高知県室戸市浮津二五番地一

室戸市土地開発公社

代表清算人　木下　恵介

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年二月十三日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月七日

高知県幡多郡三原村大字来栖野二七九番地

清算法人三原村来栖野土地改良区

代表清算人　沖本　光雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月三十一日開催の総会の決議により平成二十四年二月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月七日

福岡市東区千早三丁目一〇番四〇号

社団法人福岡県ダンプカー協会

代表清算人　岩崎　成敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十四年三月七日

長崎市坂本一丁目一二番四号長崎大学医学部ポンペ会館

財団法人鐘韻人間科学振興基金

代表清算人　松山　俊文

配当公告

群馬県伊勢崎市境保泉一一八六番地四

破産者　被相続人亡藤生一郎相続財産

右の者に対する前橋地方裁判所平成二十二年（フ）第六六九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一三二、七九三、五四二円

一、配当することのできる金額

金一八、六一五、一五二円

平成二十四年三月七日

群馬県前橋市大手町三丁目一七番二〇号

破産管財人　丸山　和貴

配当公告

大阪市福島区玉川一丁目一番三六―三二〇八号

破産者　樽井　耿介

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十一年（フ）第一三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、六六五、六四七、八四五円

一、配当することのできる金額

金二五、七五五、四九九円

平成二十四年三月七日

大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル別館七階A七〇三号

破産管財人　大澤　龍司

配当公告

兵庫県姫路市南条四二五番地

破産者　株式会社山口建築

右の者に対する神戸地方裁判所姫路支部平成二十一年（フ）第一二四号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、六九三、七六三、七八二円

一、配当することのできる金額

金四〇四、〇六四、五七七円

平成二十四年三月七日

兵庫県姫路市南駅前町一五番地

破産管財人　天野　泰文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道砂川市空知太東二条六丁目三四七番地四、最後の住所北海道砂川市空知太東二条六丁目一番二号　被相続人　亡　鈴木　昭男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月七日

札幌市中央区南二条東六丁目二番地一ギャラリーハイツ南二条B棟五一一号、事務所

北海道滝川市大町一丁目八番二七号振興公社管理ビル二階

相続財産管理人　山根　弘枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市下小舟渡五一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　相馬　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月七日

岩手県花巻市花城町九番二一号

相続財産管理人　司法書士　安藤　武彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県久慈市夏井町夏井第七地割三一番地、最後の住所岩手県久慈市旭町第七地割一〇五番地一〇　ぎんたらす久慈

被相続人　亡　生方　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月七日

岩手県九戸郡洋野町有家第一地割一三番地四

相続財産管理人　司法書士　野里　壽史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字大房一〇〇六番地三、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町栄町一番二〇号　被相続人　亡　島津美和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月七日

岩手県釜石市中妻町一丁目二一番一〇号

沖ビル二階　釜石ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　文行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市谷田部一一四四番地一一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長谷川　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月七日

茨城県土浦市中央一丁目一三番三号大国亀城公園ハイツ一〇一

相続財産管理人　弁護士　髙田　知己

第47期決算公告　平成24年3月7日

埼玉県加須市南条崎1丁目3番1号

ブリヂストンフローテック株式会社

取締役社長　加藤　信吾

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	8,298
	固定資産	3,922
	資産合計	1,220
負債及び純資産の部	流動負債	4,651
	固定負債	820
	株主資本	6,750
	資本金	484
	資本剰余金	121
	その他資本剰余金	121
	利益剰余金	6,145
	利益準備金	151
	その他利益剰余金	5,993
	（うち当期純利益）	（817）
	負債・純資産合計	1,220